

指定管理者の指定について

葉山町朝市、農産物加工施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 葉山町朝市、農産物加工所
- 2 指定管理者
 - (1) 名 称 よこすか葉山農業協同組合
 - (2) 主たる事務所の所在地 横須賀市久里浜一丁目 17 番 10 号
- 3 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 9 日提出

葉山町長 山梨 崇仁

提案理由

葉山町朝市、農産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものです。

葉山町朝市、農産物加工施設の指定管理者の候補の選定について

1 施設名称

葉山町朝市、農産物加工所

2 指定管理者として選定する者

(1) 名称

よこすか葉山農業協同組合

(2) 主たる事務所の所在地

横須賀市久里浜一丁目 17 番 10 号

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

4 審査

令和 7 年 9 月 4 日に現指定管理者であるよこすか葉山農業協同組合に令和 8 年度以降の指定管理業務の意向を確認したところ、継続の意思があったことから、葉山町朝市、農産物加工施設条例第 6 条の規定に基づく申請書等の提出を求め、令和 7 年 12 月 15 日に申請書等を受理しました。

同条例第 7 条の規定に基づき、令和 7 年 12 月 15 日に産業振興課内にて申請書等の審査を行いました。

5 選定理由

本施設は、農産物等の生産・流通の推進及び本町特産加工品の生産・開発を目的として設置され、これまで多くの特産加工品を生産してきました。

この施設の運営を担ってきた本組合は、地域の農業従事者が活動拠点として利用しており、加工原料に可能な限り葉山産農産物を使用するなど、葉山ブランドを意識した商品開発・生産を行っています。また、町内野菜の生産状況や収穫時期を常時把握できるため、最良の状態の原料を安定的に確保し、加工することが可能です。さらに、加工従事者及び原料生産者が当該組合員であることから、野菜の特性を熟知した信頼性の高い、質の高い加工品の生産が期待できます。

以上の点から、当該加工所の設置目的を最も効果的に達成できる団体であると認められるため、本組合を継続して指定管理者候補として選定しました。

「よこすか葉山農業協同組合」の概要

- 1 法人の名称
よこすか葉山農業協同組合
- 2 主たる事務所の所在地
横須賀市久里浜一丁目 17 番 10 号
- 3 法人の設立年月日
昭和 38 年 7 月 1 日
- 4 役員数
代表理事組合長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 18 名
代表監事 1 名、常勤監事 1 名、監事 2 名、員外監事 1 名
- 5 法人の目的
よこすか葉山農業協同組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的としています。
- 6 事業概要
 - (1) 指導事業
農業生産に関する営農計画と豊かな生活をサポートしています。
 - (2) 経済事業
組合員が作った新鮮で安心な農作物を朝市などで販売する「販売事業」や、農業生産に必要な資材や生活に必要な物資を斡旋する「購買事業」を行っています。
 - (3) 信用事業
預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替の取扱などを行っています。
 - (4) 共済事業
病気や災害に備えて組合員が協同して保障し合い、損害の回復、農業経営と生活の安定をめざす共済事業を行っています。
 - (5) 厚生事業
組合員の健康を守るための医療・保健事業を行っています。

(6) 高齢者福祉事業

農業、農村を築いた高齢者に安心して老後を過ごしてもらうため、高齢者福祉事業を展開しています。

(7) まちづくり・資産管理事業

優良農地を確保しつつ、組合員の農地資産等の管理・有効活用について指導・支援を行っています。

(8) 受託事業

葉山町朝市、農産物加工所管理委託契約を受託しています。

7 法人の組織図

別添のとおり

組合の機構

(令和7年4月1日現在)

